

第5章

景観資源の保全・創出 に関する事項



第1節

景観重要建造物

建築物等は、地域の歴史や生活文化の一端を語るもので、地域の個性を表現する役割も担っています。

地域に親しまれているもの、すぐれたデザインのもの、すぐれた技術のもの等は、地域景観の重要な資源であり、地域の共有財産として守り継承してだけでなく、これらを地域の景観づくりに役立てていくため、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、次に示す指定方針に基づき景観重要建造物に指定することができます。

表 5-1 景観重要建造物の指定方針

景観重要建造物の指定方針	
道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる建築物等（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）で、下記に示す歴史的評価若しくは景観的評価が高く、かつ老朽化が著しくなく、修復が可能なもので、指定に際し著しい支障がないもの。	
①歴史的評価	<ul style="list-style-type: none">・歴史的価値のあるもの。・建築後50年以上経過しているもの。
②景観的評価	<ul style="list-style-type: none">・歴史的な景観形成に寄与しているもの（周辺環境と一体となって歴史的な景観を形成しているもの、歴史的まちなみの連続性に寄与しているもの等）。・地域のランドマークや景観的なシンボル・アクセントになっているもの。・地域住民等に親しまれているもの。・心象風景としての存在感や雰囲気を持つもの。・地域の主要な回遊路に面しているもの。・アイストップ的な場所に位置しているもの。

※ただし、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については適用しません。

長い年月をかけて育まれてきた巨木や名木は、これまで地域を見守り、生活に安らぎを与えて地域に親しまれています。このような樹木は地域にとって重要な樹木であり歴史的にも貴重な財産であるため、保全し後世に残していく必要があります。また、地域の個性を活かしたまちづくりを行ううえでのシンボルとなるため、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、次に示す指定方針に基づき景観重要樹木に指定することができます。

表 5-2 景観重要樹木の指定方針

景観重要樹木の指定方針
<p>道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、下記のいずれかに該当すると認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 樹形や樹高等美観が優れているもの (2) 地域の象徴的な存在である等、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与するもの (3) 地域の歴史、生活文化的に価値が高いと認められるもの (4) 地域に親しまれ、愛着を持って受け入れられているもの

※ただし、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づき特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については適用しません。